

# 山梨県公報

第二千七百八十九号

平成三十年

五月十日

木曜日

## 目次

○山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示……………二二三

○建築基準法に基づく道路位置指定……………二二四

## 公 告

○一般競争入札について……………二二四

○山梨県登録販売者試験の実施……………二二五

## そ の 他

○あっせん員候補者の告示……………二二六

## 告 示

### 山梨県告示第百二十八号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成三十年五月十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額(平成十六年山梨県告示第二十九号)の一部を次のように改正する。  
本則の表を次のように改める。

## 年 齢 階 層

## 最 低 限 度 額

## 最 高 限 度 額

二十歳未満	四、七四八円	一三、二八四円
二十歳以上二十五歳未満	五、三七七円	一三、二八四円
二十五歳以上三十歳未満	五、九六七円	一四、二五五円
三十歳以上三十五歳未満	六、三〇四円	一七、三五三円
三十五歳以上四十歳未満	六、六七三円	一九、二八六円
四十歳以上四十五歳未満	六、九二六円	二一、三九三円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇二〇円	二三、九〇五円
五十歳以上五十五歳未満	六、八二二円	二五、二五七円
五十五歳以上六十歳未満	六、三三三円	二四、八五九円
六十歳以上六十五歳未満	五、一四二円	一九、七二六円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、二九一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、二八四円

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休

業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

### 山梨県告示第百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年五月十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成三十年五月一日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市小笠原字立畑千七百六番九
- 三 指定道路の幅員 最大幅員六・八一メートル 最小幅員五・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 九十四・六二メートル

## 公 告

### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年五月十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 調達をする借入物品等の名称及び数量
    - (一) 名称 認証基盤等管理システム機器等
    - (二) 数量 一式
  - 2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
  - 3 借入期間 平成三十年十二月一日から平成三十六年二月二十九日まで
  - 4 納入場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課
- 三 一般競争入札の参加資格 次のいづれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいづれかに該当する者

- 2 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないもの

- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）

- 4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

- 5 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- 6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き二年以上営業を営んでいない者

### 四 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 申請の時期 この公告の日の翌日から平成三十年六月四日（月）まで（山梨県の休日を含め、この公告の日の翌日から平成三十年六月四日（月）まで（山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）を除く。）

- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部情報政策課

### 五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所

- 2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から平成三十年五月二十四日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六8(三)の間合せ先に電話連絡すること。

- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

- 4 入札及び開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成三十年六月二十二日（金）午後一時三十分

- (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階 マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛に平成三十年六月二十一日(木)午後五時までに到着するように送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第二百一十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三Iから6までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課(電話〇五五―二三三―一四一九)

※ Summary

1 Nature and amount of services required: Equipment for PC Control System and Single Sign-On System 1 set

2 Date and time for tender: 1:30 PM June 22, 2018

3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department,  
Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501  
Japan TEL 055-223-1419

● 山梨県登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第三十六条の八第一項の規定により、山梨県登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成三十年五月十日

山梨県知事 後 藤 斎

一 試験日 平成三十年九月五日(水)

二 試験場所 甲府市武田四丁目四番三十七号 山梨大学甲府キャンパス(受験者数によっては試験場所を変更することがあるため、受験票で確認すること。)

三 試験項目

1 医薬品に共通する特性と基本的な知識

2 人体の働きと医薬品

3 主な医薬品とその作用

4 薬事に関する法規と制度

5 医薬品の適正使用と安全対策

四 受験資格 学歴、年齢及び性別を問わない。

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書(県内に在住する受験者にあつては正本副本各一通、県外に在住する受験者にあつては正本一通とする。)

(二) 写真(提出前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートルかつ横三・五センチメートルのものであつて、裏面に氏名を記載したものを受験願書の写真欄に貼り付けること。)

2 受験手数料 一万四千元(受験願書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り下げ、又は受験しなかった場合でも還付しない。)

六 受験願書の受付期間及び提出先

1 受付期間 平成三十年六月十一日(月)から同月二十二日(金)までの山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。

2 提出先 県内に在住する受験者にあつては、各保健福祉事務所(保健所)(支所を含む。以下同じ。)に、本人又は代理人が持参すること。県外に在住する受験者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に、本人又は代理人が持参すること。

七 試験結果の発表等

1 合格者の発表 平成三十年十月五日(金)午前十時に山梨県庁防災新館東側及び各保健福祉事務所(保健所)の掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。

2 合格通知書の送付 合格者には、合格発表後に合格通知書を郵送する。

八 その他 詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課(電話〇五五―二二三―一四九一)問い合わせること。

その他

山梨県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

平成三十年五月十日

山梨県労働委員会  
会長 田中正志

氏名	経歴	委嘱年月日
田中正志	弁護士 第三十七期山梨県労働委員会公益委員 第三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会会長代理 第四十一・四十二期山梨県労働委員会会長	平成十九年七月五日
小野正毅	弁護士 第四十一・四十二期山梨県労働	平成二十七年七月二日

赤池幸江	特定社会保険労務士 第四十二期山梨県労働委員会公益委員	平成二十九年七月三日
勝俣高明	公認会計士 第三十八・三十九・四十・四十一・四十二期山梨県労働委員会公益委員	平成二十一年七月二十二日
齋藤雅代	山梨学院大学教授 第四十一・四十二期山梨県労働委員会公益委員	平成二十七年七月二日
萩原雄二	連合山梨会長 第三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
窪田清	連合山梨事務局長 第三十九・四十・四十一・四十二期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十三年七月一日
久保寺成典	J P労働組合山梨連絡協議会議長 第四十二期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十九年七月三日
齊藤伊人	T D K労働組合甲府支部支部執行委員長 第四十・四十一・四十二期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十五年七月二日
飛田博之	U Aゼンセン山梨県支部支部長 第四十二期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十九年七月三日
小林隆二	山梨県経営者協会参与 第三十九・四十・四十一・四十二期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日

栗山直樹	株式会社栗山商店代表取締役社長 第十二期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十九年七月三日
田中一利	有限会社ファイブスリー清掃顧問 第四 十一・四十二期山梨県労働委員会使用者 委員	平成二十八年七月二十七日
長坂正彦	株式会社ワイ・シー・シー代表取締役社 長 第四十二期山梨県労働委員会使用者 委員	平成二十九年七月三日
古屋哲彦	公益財団法人産業雇用安定センター山梨 事務所所長 第四十二期山梨県労働委員 会使用者委員	平成二十九年七月三日
前嶋健佐	山梨県労働委員会事務局長	平成三十年四月二十五日
鈴木昌樹	山梨県労働委員会事務局次長	平成二十九年四月二十六日
坂村裕輔	山梨県労働委員会事務局審査調整指導監	平成三十年四月二十五日

発行者

山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番